

久松小学校 いじめ防止基本方針

令和4年度

1 いじめ防止に向けた基本方針

- (1) 教育活動全体を通じて、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となっていじめのない学校を目指すことが出来るように指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人ひとりの状況把握に努める。

※いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

2 主な取り組み

【教師がすること】

- (1) いじめの早期発見・早期対応に努める
 - ・毎月一回いじめのアンケートを実施
 - ・年に二回の教育相談を実施（アンケート及び面談）
 - ・アイチェック（学力調査）実施とその分析
 - ・日常の子どもの見取り
 - *児童の様子を注意深く観察
 - *欠席者への状況確認を確実におこなう。
(3日以上続く場合は管理職に相談の上、家庭訪問。チームを組んで組織的な対応をおこなう。)
 - *ささいなことでも情報交換
 - *児童に関する情報は生徒指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告
 - *気になる事案、必要な情報は全職員で共通して対応
- (2) 教育相談で把握した気がかりな児童に対しては、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応していく。
- (3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で個別指導を行う。
- (4) 人権教育年間指導計画に沿った取り組みを確実に行う。

【児童がすること】

- (1) 帰りの会などで一日を振り返る。
 - ・反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - ・学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 学級での話し合い活動を行う。
 - ・子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。
- (3) 友達の名前を「さん」で呼び合うことで、お互いを尊重し合う環境づくりをする。

【家庭に協力を求めること】

解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちが抱えるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には、家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。

- (1) 家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告を願う。
- (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭で子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。